

平成30年9月10日招集

第7回若桜町議会定例会会議録

(平成30年 9月21日)

若桜町議会事務局

平成30年第7回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	平成30年9月21日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後3時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	山本 晴隆
	3番	青木 一憲	8番	中尾 理明
	4番	山根 政彦	9番	前住 孝行
	5番	山本 安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	山本 晴隆
	3番	青木 一憲	8番	中尾 理明
	4番	山根 政彦	9番	前住 孝行
	5番	山本 安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	農林建設課長	佐々木 明仁
	副 町 長	盛田 聖一	農林建設課参事	森 雄一
	総務課長	竹本 英樹	農林建設課参事	山本 伸一
	町民福祉課長	藤原 祐二	にぎわい創出課長	谷口 国彦
	包括支援センター 所長	寺西 満	ふるさと創生課長	谷本 剛
	保健センター所長	山根 葉子	教 育 長	新川 哲也
	会 計 管 理 者	上川 恭子	教育委員会次長	山口 由企夫
	税 務 課 長	前田 弥生		

会議の顛末

本会議（9月21日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は、10人でありませう。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第62号 平成29年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成29年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成29年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 平成29年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成29年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成29年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 平成29年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 平成29年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 平成29年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成29年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成29年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、青木一憲議員。

決算審査特別委員長（青木一憲）

若桜町議会報告第15号 決算審査特別委

員会審査報告書。

1 付託案件の名称、議案第62号 平成29年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成29年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成29年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 平成29年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成29年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成29年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 平成29年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 平成29年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 平成29年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成29年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成29年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

2 審査の経過、平成30年9月10日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月13日、14日、18日、19日、20日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長並びに関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、主なる意見と結果を次のとおり報告します。

3 主なる意見、一般会計（1）迎賓館管理運営事業。利用については、当初の条件よりかなりの制限がかかっている。将来を見据え町の考え方を整理し、充実した施設になるよう検討されたい。

（2）観光事業。さまざまな団体に補助金が交付されている。町にどれだけの効果や成果が出ているか検証した上で、組織や事業の見直しなどを検討されたい。

(3) 地域福祉センター管理事業。指定管理先の経営状況をしっかり把握されるなど適切な指導監督に努められたい。

4 審査の結果、当委員会に付託された議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号は、さきに掲げた主なる意見と監査委員審査意見を重く受け止め、行財政運営の改善に努められることを期待し、認定すべきものと決定しました。

議長（川上守）

ただいま委員長から報告がありましたが、これについて質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾、議案第62号反対討論。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、議案第62号平成29年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。私はいつも申し上げているように、一般会計全てに反対ではなく、この間行われた小規模住宅改修補助金事業など積極的に評価するものを含め、評価すべきところは評価しております。

具体的な反対箇所は、民生費中、同和対策費、同和施策にかかわる歳出の一部であります。とりわけ高野支部への補助金163万2千円は認められません。何度も繰り返します

が、地対財特法は平成14年失効いたしました。それまで30年余り、国を挙げて取り組んできた同和施策によって、当該地域の生活格差の是正とともに、地域住民に対する差別は社会で通用しない状態へと大きく改善されてきたと私は考えています。

その年、総務省は、特別対策を終了した後の同和地区のニーズには、他の地域と同様に、所要の一般対策を講じるとして今後の特別対策を戒めております。しかしながら、特別法が廃止されて14年後の一昨年末、「部落差別の解消の推進に関する法律」が国会議員の多数を頼んで強行可決されました。私はこの法律が名前とは裏腹に、この問題解決への前進を阻み逆行し、部落差別を固定化するものではないかと危惧しています。

さて、私はこれまで同和事業の終結を行った幾つかの自治体を紹介してきましたが、その中の1つが神戸市です。神戸市は先ほど触れた、略称部落差別解消推進法が成立しても、なお特別対策を廃し、これまでの施策を堅持することを明らかにしています。

以下、神戸市のこの問題に対する基本姿勢などを、神戸人権連の資料により紹介いたします。人権連 神戸人権交流協議会は、部落差別解消推進法成立後の翌年、昨年1月神戸市と懇談し、この法律への行政の対応を聞いています。担当部長からは、従来からの市の施策どおり、1、公正・民主・公開の同和行政を支えた行政の主体性を堅持する。2、同和対策の終結と一般行政への移行を明確にした立場を堅持する。3、同和地区の改善と自立促進は一般対策を充実して行うこと、新法ができてから従来の基本方針に変わりのないことを明言されたということでもあります。

神戸市も、過去にさかのぼれば、特別施策から一般施策への移行については、これまでなされてきた各種減免の改定をめぐって、地区と行政との大変困難な話し合いや厳しいやりとりもあったとのことでもあります。しかし、

神戸市はこの問題に対する市の立場をしっかりと貫いて今日まで施策を前進されてこられたものだと私は理解いたしました。

部落差別解消推進法は、「部落差別はいけない」という当たり前のことを法律化したものであり、この法律ができたから従来どおりの同和施策を継続するという一部の考え方に私は与することはできません。

最後に、私が強調したいのは、解放同盟高野支部は任意の運動団体であり、高野支部へお金を出して運動を援助する町の施策は、特別法失効後の取るべき法規範に反し、ある意味では常識を逸脱するものではないでしょうか。以上で本議案の反対討論といたします。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第63号から議案第72号までを一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

議案第63号から議案第72号までは、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号から議案第72号までは委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議案第62号についての採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

議案第62号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第62号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第2

議案第73号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第73号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第74号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第74号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第75号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第75号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第76号 平成30年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第76号 平成30年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第77号 町長の専決処分事項の指定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第77号 町長の専決処分事項の指定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第78号 若桜町農業委員会の委員の

任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第78号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8

議案第79号 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第79号 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第9

陳情第6号 砂防ダム設置に関する陳情書、陳情第7号 林道開設加速に関する陳情書、陳情第8号 町道宮前橋、宮下橋橋梁の段差に関する陳情、陳情第9号 浄善寺及びその周辺谷川に関する陳情、陳情第10号 町営林道舗装面陥没に関する陳情書、請願第11号 沖縄県による辺野古沿岸埋め立ての承認撤回の意思を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての請願、を一括して議題とします。

審査結果について、各委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、山本晴隆議員。

総務産業常任委員長 (山本晴隆)

若桜町議会報告第16号 総務産業常任委員会審査報告。1付託案件の名称、請願第11号 沖縄県による辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意思を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての請願。

2審査の経過、平成30年9月10日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3審査の結果、当委員会に付託された請願第11号は不採択とすべきものと決定しました。以上です。

議長 (川上守)

教育民生常任委員会委員長、青木一憲議員。

教育民生常任委員長 (青木一憲)

若桜町議会報告第17号 教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第6号 砂防ダム設置に関する陳情書。

2 審査の経過、平成30年9月10日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、主なる意見と結果を次のとおり報告します。

3 主なる意見、県に対して引き続き要望していくことが大切である。

4 審査の結果、当委員会に付託された陳情第6号は、採択するものと決定しました。

若桜町議会報告第18号 教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第7号 林道開設加速に関する陳情書。

2 審査の経過は陳情第6号と同じなので割愛させていただきます。

3 主なる意見、この事業を早期に完成させるためには、用地交渉を含め地元協力が必要である。

4 審査の結果、当委員会に付託された陳情第7号は、採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第19号 教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第8号 町道宮前橋、宮ノ下橋橋梁の段差に関する陳情書。

2 審査の経過、平成30年9月10日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された陳情第8号は、採択するものと決定しました。

若桜町議会報告第20号 教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第9号 浄善寺及びその周辺谷川に関する陳情書。

2 審査の経過は陳情第6号と7号と同じなので割愛させていただきます。

3 主なる意見、この事業化を進めるに当たっては、用地交渉を含め地元協力が不可欠である。

4 審査の結果、当委員会に付託された陳情第9号は、採択するものと決定しました。

若桜町議会報告第21号 教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第10号 町営林道舗装面陥没に関する陳情書。

2 審査の経過は、陳情9号と同じなので割愛させていただきます。

3 主なる意見、林道開設事業も進んでおり早急な補修が必要である。

4 審査の結果、当委員会に付託された陳情第10号は、採択するものと決定しました。以上です。

議長（川上守）

ただいま委員長から報告がありましたが、これについて、質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

陳情第6号 砂防ダム設置に関する陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第6号を採決します。

お諮りします。

本県に対する委員長の報告は採択です。

陳情第6号は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第7号 林道開設加速に関する陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第7号を採決します。

お諮りします。
本件に対する委員長の報告は採択です。
陳情第7号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第8号 町道宮前橋、宮ノ下橋橋梁の段差に関する陳情書について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第8号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第8号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第9号 浄善寺及びその周辺谷川に関する陳情書について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第9号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第9号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第10号 町営林道舗装面陥没に関する陳情書について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第10号を採択します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第10号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

これより討論に入ります。

請願第11号 沖縄県による辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意思を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての請願について、討論はありませんか。

議員(中尾理明)

8番、中尾賛成討論。

議長(川上守)

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員(中尾理明)

私は、請願第11号 沖縄県による辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意思を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての請願について、賛成討論を行います。

私は、沖縄県民にとっては特別ですが、語り伝えられ、いまなお続く苦難に満ちた沖縄の歴史を、国民全てが我が事として決して忘れてはならないと考えます。

太平洋戦争の最終段階、昭和20年4月、米軍が沖縄本島に上陸して以後、沖縄県民は米軍の統治下におかれ、米軍により銃剣からブルドーザーまでと言われるとおり土地を強

奪され、全土基地化を強制され、終戦までは日本本土攻撃基地として、その後は米軍の戦略拠点基地として使用され、今日まで沖縄県民を脅かし苦しめ続けています。

そして現在もなお、国土面積の約6%しかない沖縄県に全国米軍施設の約70.6%があり、基地の中に沖縄があると言われていました。

米軍基地・軍により、沖縄県民は命の危険にさらされています。平成7年には、米兵による少女拉致暴行事件が引き起こされたことをはじめ、数々の事件により県民が犠牲になっています。

昭和34年には、現うるま市の宮森小学校に米軍機が墜落し、11人の児童を含む17人が死亡、210人の重軽傷者を出しました。また、平成16年には、米軍ヘリコプターが沖縄国際大学の校舎に墜落、炎上しました。直近の事故では、一昨年来、オスプレイの墜落事故、米軍ヘリコプターの部品が保育園や小学校に落下するなどの事件が相次いでいます。

沖縄県民の中で普天間基地撤去、名護市辺野古への移設反対の世論が大きく渦巻いているのは当然です。その点、先頭に立ってこられたのが8月お亡くなりになった翁長沖縄県知事です。たまたま私もテレビ放映を見ましたが、6月23日の、慰霊の日での翁長知事の式辞に胸を打たれ強く共感いたしました。

翁長知事は、「辺野古新基地については沖縄の基地負担軽減に逆行しているばかりではなく、アジアの緊張緩和の流れにも逆行していると言わざるを得ず、全く容認できるものではありません。辺野古に新基地をつくらせないという私の決意は沖縄県民とともにあり、これからも微塵も揺らぐことはありません」と決意表明され、埋め立て承認の撤回の意思を表明されました。

その後、沖縄県は正式に日本政府に承認撤回を求める手続きを行いました。それに対して、政府は、こともあろうに賠償金請求や撤

回取り消し訴訟など、法的措置で対抗する構えです。

そもそも、この辺野古周辺の自然は、沖縄の固有動植物の生息が認められる自然豊かな地域です。また、沖縄防衛局が実施した地籍調査で、辺野古の地盤が極めて軟弱であることが判明しています。さらに研究者は、この地域に活断層のあることに注意を喚起しています。

この辺野古の海には貴重なサンゴ礁群があり、希少哺乳動物であるジュゴンの生育も確認されており、沖縄県のみならず日本の誇るべき自然、守るべき自然だと言っても過言ではありません。この基地建設は、まさに自然破壊そのものであり、防災の足枷になるものであり、私は断じて許すことができません。

かつ、また、このような貴重な地域を台無しにせんとばかりに、国が地方を相手取って訴訟を起こすなどということは、地方の時代に逆行し、地方自治法の精神にももとのとを考えます。

以上の理由により、この請願の採択を強く求めるものです。これで賛成討論を終わります。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

議員（前任孝行）

9番前任、原案反対討論。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。9番、前任孝行議員。

議員（前任孝行）

請願第11号 沖縄県による辺野古沿岸埋め立て承認撤回の意思を尊重するよう日本政府に求める意見書提出についての請願について、反対の立場で討論いたします。

日本防衛の拠点地として、多大な負担をお願いしている沖縄県民の考えを示すことになる沖縄知事選が、今月末の30日に投開票されます。そこで民意が判明される前に、このような意見書を出すことは時期尚早であると考え、請願に対して反対いたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これを持って討論を終結します。

請願第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第11号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第11号は不採択とすることに決定しました。

日程第10

議員提出議案第9号 総務産業常任委員会の閉会中の調査研究について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。7番、山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

議会提出議案第9号 総務産業常任委員会の閉会中の調査研究について。当委員会は、閉会中において下記事件の調査研究を行いたいので本会議の議決を求める。平成30年9月21日。

提出者、若桜町議会議員山本晴隆、賛成者、若桜町議会議員前住孝行、同じく小林誠、同じく山本安雄、同じく君野弘明。

調査研究の内容、観光についての取り組み（法人化・地元雇用・定住化）、次に防災についての取り組みほか。

調査地、島根県邑智郡邑南町ほか。

調査期間、11月22日、次期定例会まで。

経費、予算の範囲内。以上であります。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業常任委員会、教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条

の規定により、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第7回若桜町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後 3時40分 閉 会